



技術者としての専門性を、より確かなものにするために—。

建設業振興基金は、建築・設備系技術者をメインターゲットにした「建築・設備施工管理CPD制度」（通称：ききんのCPD）の運営を通じて、技術者の能力の維持・向上を支援しています。

CPD制度とは

CPD（Continuing Professional Development）制度は、技術者の継続教育制度です。技術者が自己研鑽した時間をCPD単位として見える化しCPD制度運営団体が客観的に証明します。技術者が、その必要な能力の開発に資する継続的な活動を推進するとともに、その指標を示し、その状況を社会に明示することで、技術者の知識及び技術の向上を目指します。

様々な団体がCPD制度を運営しており、建設業振興基金は「建築・設備施工管理CPD制度」（通称：ききんのCPD）を運営しています。



ききんのCPDの特徴

特徴 1 登録に資格不要

建築施工管理技士・技士補、電気工事施工管理技士・技士補、管工事施工管理技士・技士補等の施工管理に携わる技術者を対象としておりますが、それらの資格がある方に加え、資格取得のため学習中の方（資格がない方）なども参加できます。

特徴 2 複数の単位取得方法

多くの発注者（地方整備局、地方公共団体等）で、入札における評価の対象になっています。

特徴 3 会社担当者向けのオプション機能

社内機能ID（オプション）で、企業担当者の方が社員（ききんのCPD参加会員）のCPD実績等を一括で管理でき、事務作業の効率化につながります。

特徴 4 監理技術者講習で最大10単位取得

条件を満たせば、通常6単位の取得となる監理技術者講習で最大10単位が取得できます。

CPD制度の仕組み



プロバイダー（講習会実施者）が認定プログラム（講習会等）を開催

CPD会員（技術者）が認定プログラム（講習会等）を受講し自己研鑽

CPD制度運営団体が客観的に証明

※詳細は、「ききんのCPD」ガイドをご参照ください。

〈CPD単位の活用方法〉

蓄積したCPD単位は、一部の公共工事の入札や経営事項審査※において評価されています。また、会社で十分な教育環境を整備できない場合に、本制度を活用することで、継続教育の場を社員に提供することも可能です。

※「経営事項審査」、「公共工事の入札」とともに、評価対象への導入状況や加点数、加対象団体などについては、必ず各発注者様の公表資料などをご確認ください。

「ききんのCPD」の背景と発展

2011年6月に公表された国土交通省「技術者制度検討会とりまとめ」を背景に、2014年6月に建築施工管理分野を対象に本制度を開始。2018年4月には電気工事・管工事を対象に加え、「建築・設備施工管理CPD制度」として再編しました。参加会員数は、2014年度末の777人から2025年度末には28,000人を超えるまでにりました。

